平成２１年（フ）第８４０９号
大阪府枚方市長尾谷町３丁目８番31号
債務者　大澤由美子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４６０号
大阪市平野区瓜破西２丁目５番18号
債務者　家藤由和里
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５６０号
大阪市西成区千本北２―20―26、住民票上の住所大阪府泉佐野市松風台２丁目７番３号
債務者　寺野　義弘
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５６３号
大阪市東住吉区矢田４丁目５番１号
債務者　山元セツ子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５７３号
大阪府守口市藤田町６丁目10番７―313号
債務者　本田　洋一
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５８６号
大阪府豊中市中桜塚４丁目３番８―406号
債務者　石黒千香子こと　石黒千鶴子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６１８号
大阪市浪速区大国１―６―８　パインブルックアネックス203号増田方、外国人登録原票上の住所大阪市浪速区日本橋西２丁目７番14号　ビジタル恵美須８―702号
債務者　李　　美仙
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６２３号
大阪市都島区都島南通１丁目18番７号
債務者　若林　　亮
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６４３号
大阪府東大阪市本庄２丁目７番10号―520号
債務者　森下　喜仁
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７５２号
大阪府門真市泉町４番25号
債務者　青山　哲大
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７５３号
大阪府門真市泉町４番25号
債務者　青山　千惠
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７５８号
大阪市住之江区新北島４丁目１番１―1105号
債務者　奥村サナエこと　オクムラ・ゴメス・ソニア・サナエ
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７６６号
大阪市住之江区南港東１丁目６番３―1106号
債務者　久木　　登
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１３８６号
神戸市東灘区住吉山手６丁目10番10号赤塚山グリーンハイツ402号
債務者　榮　　待子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４０９号
神戸市灘区倉石通５丁目１番18号　ラムール王子公園403、従前の住所神戸市灘区岸地通４丁目１番３号　東嶋アパート102
債務者　貴山　裕子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４４８号
神戸市兵庫区楠谷町９番６号
債務者　野瀬千香子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５１４号
神戸市垂水区南多聞台４丁目11番１―302号
債務者　髙橋　輝夫
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８２３号
兵庫県尼崎市建家町93番地、前住所兵庫県尼崎市長洲中通３丁目18番32号
債務者　竹内　光人
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係